

【晉紀四】起屠維作噩，盡著雍郭朏，凡十年。

■晉、▲慕容氏、統国訳漢文大成。經子史部 第 5 卷 156p

## 世祖武皇帝下太康十年（己酉，289年）

■夏，四月，太廟は成る。乙巳（41-31+1=11日），<sup>こうさい</sup>禘祭（大合祭、毀廟の主を太祖に陳し、未だ廟を毀たざるの主をも皆升して太祖に合食する也）す。大赦す。

▲【慕容廆は段氏と婚姻】慕容廆は遣使して降を請い，五月，詔して廆を拜して鮮卑都督とす。廆は何龕に謁見し，士大夫の禮を以て，巾衣（魏晉に士大夫は尊貴に謁見するに巾褌を着るが禮、褌は単衣）して門に詣る。龕は嚴兵して以て之を見る，廆は乃ち改めて戎衣を服して而して入る。人は其の故を問ひ，廆は曰く、

「主人は禮を以て客を待たず，客は何を為さん哉！」（胡三省曰く、降を受けるは敵を承けるが如し。邊に居るの帥は、兵を嚴にして以て四夷の客を見る。未だ過と為さざるなり。何ぞ必ずしも慙と為さんや）

龕は之を聞き，甚だ慚し，深く之を敬異す。時に鮮卑の宇文氏、段氏は方に強く，數々廆を侵掠し，廆は辭を卑くして幣を厚くして、(5-157p) 以て之に事える。段國の單于の階は女を以て廆に妻せ，皝、仁、昭を生む。廆は遼東の僻遠なるを以て，徙りて徒河（奉天省遼瀋道錦縣西北、現・錦州市徒河縣）之青山（奉天省遼瀋道錦縣西北、現・錦州市義縣）に居る。

■冬，十月，明堂及び南郊の五帝の位を復す。(79卷秦始二年に省く)

■【荀勗は卒す】十一月，丙辰（52+60-58+1=51日?），尚書令の濟北成侯の荀勗は卒す。勗は才思有り，善く人主の意を伺ひ，是を以て能く其の寵を固める。久しく中書に在り，専ら機事を管す。尚書に遷るに及び，甚だ罔悵（志を失ひ恨望する）たり。人之を賀する者有り，勗は曰く、

「我が鳳皇池を奪う，諸君は何ぞ賀する邪！」

### 【司馬炎の発病、楊駿專政へ】

■【皇帝の発病、楊駿は汝南王亮排除の大人事件異動】帝は意を聲色に極め，遂に疾を成すに至る。楊駿は汝南王の亮を忌み，之を排出す。甲申（20+60-58+1=23日），亮を以て侍中、大司馬、假黃鉞、大都督と為し、豫州諸軍事を督し，許昌に鎮せしむ。南陽王の柬を徙して秦王と為し，關中諸軍事を都督せしむ。始平王の璋を楚王と為し，荊州諸軍事を都督せしむ。濮陽王の允を淮南王と為し，揚、江（惠帝元康元年に江州を置くので、この時未成立）二州諸軍事を都督せしめ、並に節を假して（晉の制では都督諸軍事に持節あり、假節あり。使持節は二千石以下を殺すを得、持節は官位無き者を殺すを得、若し軍事なら使持節と同じ。假節はただ軍事のみ軍令を犯す者を殺すを得る）國に之かきしむ。皇子の乂を立てて長沙王と為し，穎を成都王と為し，晏を吳王と為し，熾を豫章王と為し，演を代王と為し，皇孫の適を廣陵王と為す。又た淮南王の子の迪を封じて漢王と為し，楚王の子の儀を毘陵王と為し，扶風王の暢を徙して順陽王と為し，暢の弟の歆を新野公（晉の制では宗室の郡公に封じる者は小國の王の如し）と為す。暢は，駿之子也。琅邪王の覲の弟の澹を東武公と為し，繇を東安公と為す。覲は，佃之子也。

■【司馬炎は嫡孫の司馬適に期待】初め，帝は才人（女官の美人に次ぐ。晉武帝は漢魏により、三夫人・九嬪の下に美人・才人・中才人あり、爵は千石以下）の謝玖を以て太子に賜わり，皇孫の適を生む。宮中は嘗て夜失火し，帝は樓に登りて之を望み，適は年五歳，帝の裾を牽きて暗の中に入りて曰く、

「暮夜倉猝なり、宜しく非常に備えるべし、人主を照見せ令むる可からず。」

帝は是に由りて之を奇とする。嘗て群臣に對して、

「**適**は**宣帝**に似たり」

と稱す、故に天下は咸な之に歸仰す。帝は太子の才あらずを知り、然るに**適**の明慧を恃み、故に廢立之心無し。復た**王佑**（王濟の弟、羊祜と文帝に事える、帝は寵任）之謀を用い、太子の母の弟の**柬、瑋、允**を以て分けて要害（雍州・荊州・揚州）に鎮せしむ。又た**楊氏**之逼るを恐れ、復た**佑**を以て北軍の中侯と為し、禁兵を典らしむ。帝は皇孫の**適**の為に高く僚佐を選び、散騎常侍の**劉寔**の志行清素なるを以て、命じて廣陵王の傅と為す。

■ **〔劉寔の崇讓論〕** 寔は時俗の進趣を喜び、廉讓少なしを以て、嘗て《崇讓論》を著わし、初めて官に除せられて謝章に通じる者をして、必ず賢を推し能に讓り、乃ち之を通じるを得令め、一官缺ければ則ち人と為りの讓る所最も多き者を選びて之を用いんと欲し、以為く、

「人情は争いて則ち己の如かざる所を毀らんと欲し、(5-158p) 讓りては則ち競いて己に勝るを推す。故に世の争いごとは則ち優劣分かち難く、時に讓れば則ち賢智は顯われ出でる。當に此の時也、能く身を退きて己を修めれば、則ち之に讓る者は多し矣、貧賤を守らんと欲すると雖も、得る可からざる也。馳驚進趨し而して人に讓見れんことを欲するは、猶ほ卻行し而して前むことを求める也。」

■ **〔劉頌の上疏は用いず〕** 淮南相の**劉頌**は上疏して曰く、

「陛下は以えらく、法禁寛縱にして、之を積むこと素有り、未だ一旦直繩を以て下を御する可からずと、此れ誠に時に宜しき也。然るに世を矯め弊を救うに至りては、自ら宜しく漸く清肅に就くべし。譬えば猶ほ舟行くがごとし、迅流を横截せずと雖も、然るに當に漸靡（次第に、少しづつ）し而して往き、稍く趨く所に向かい、然る後に濟るを得る也。泰始（禪讓の時）より以來、將に三十年（25年）、凡そ諸々の事業は、既往よりも茂<sup>さか</sup>んならず、陛下の明聖を以てしても、猶ほ未だ叔世之敵に反して、以て始初之隆を成し、之を後世に傳えず、慮り無からざらん乎！夫の異時をして大業は、或は安んぜざる有ら使めば、其の憂責は猶ほ陛下に在る也。臣は聞くに社稷の計を為すは、親賢を封建するに若くは莫し。然らば宜しく審かに事勢を量るべし、諸侯の義を率い而して動く者をして、其の力以て京邑を維帶するに足ら使むべし。若し禍心を包藏する者は、其の勢は獨り以て為す有るに足らざらしめよ。其の此を齊<sup>ととの</sup>うること甚だ難し、陛下は宜しく古今に達する之士と、深く共に之を籌<sup>はか</sup>るべし。周之諸侯は、罪有れば其の身を誅放すれども、而も國祚<sup>ほろ</sup>浪びず。漢之諸侯は、罪有り或は子無き者は、國隨つて以て亡ぶ。今宜しく漢之敵に反し、周之舊に循うべし、則ち下固く而して上安からん矣。天下は至大、萬事は至衆、人君は至少、天日に同じ、是を以て聖王之化は、要を己に執り、務を下に委ね、勞を憚（續は悪)り而して逸を好むに非ず、誠に政體宜しく然るべきを以て也。夫れ事の始めに居りて以て能否を別つは、甚だ察し難き也。成敗に因りて以て功罪を分つは、甚だ識り易き也。今陛下は毎に始めに造すに精しく而して終わりを考するに略（怠)す、此れ政功の未だ善からざる所以也。人主は誠に能く易（簡易)に居り要を執り、功罪を成敗之後に考（論)すれば、則ち群下は其の誅賞を逃るる所無し矣。古者六卿（周禮に天官塚宰・地官司と徒・春官宗伯・夏官司馬・秋官司寇・冬官司空の六卿で塚宰が総べる）職を分け、塚宰師と為す。秦、漢已來、九列事を執り、丞相は都總す。今尚書は制斷し（後漢光武帝以來、史事を以て尚書を責め、事は台閣に歸す）、諸卿は成るを奉じ、古制に於いて太だ重しと為す。衆事を出して外寺（諸卿の官廳）に付し、之を専らにするを得使む可し。尚書は大綱を統領すること、丞相之為すの若し、歳終に功を課し、簿を校し賞罰し而して已む、斯れ亦た可なり矣。今動くに皆な成を上にする、上之失う所、復た以て下を罪するを得ず、歳終に事功建たず、責める所を知らざる也。夫れ細過

(小さな過ち) 謬妄 (堅く脆い) は、(5-159p) 人情之必ず有る所、而して悉く糾すに法を以てし、則ち朝野に立人 (晉書劉頌傳には金人) 無し矣。近世以來監司 (御史台の官及び諸州刺史は皆監司なり) 為る者は、類ね大綱は振わず而して微かな過をば必ず擧げ、蓋し豪強を畏避するに由り而して又た職事之曠しきを懼れ、則ち密網を謹み以て微罪を羅し、奏劾をして相い接せ使め、狀は公を盡くすに似て、而して法を撓げること其の中に在り矣。是を以て聖王は碎密 (繁瑣微密) 之案を善しとせず、必ず凶猾之奏を責め、則ち政を害する之奸は、自然に禽となる矣。夫れ創業之勳は、教を立て制を定めるに在り (法制を整え)、遺風をして人心を系ぎ、餘烈をして幼弱を匡さ使む、後世之に憑れば、昏し (後継者が昏愚でも) と雖も猶ほ明らかなるがごとく、愚かなりと雖も智なるが若し、乃ち尚ぶに足る也。夫の官署を修飾するに至り、凡そ諸々の作役は、恆に太 (続、泰×) だ過ぎるを傷み、擧らざるを患えず、此れ將來陛下を須たず而して自ら能くする所の者也。今須たざる所を勤め以て憑る所を傷るは、竊に以て過りと為す矣。」  
帝は皆な用いる能わず。

■ **【劉淵の人氣高まる】** 詔して劉淵を以て匈奴北部都尉 (匈奴五部の制を改める) と為す。淵は財を輕んじて施を好み、心を傾け物に接し、五部の豪傑、幽 (州) 冀 (州) の名儒は多く往きて之に歸す。

■ 奚軻 (夷種) の男女十萬口は來降す。

## 世祖武皇帝下永熙元年・孝惠皇帝上之上 (庚戌, 290年)

(孝惠皇帝の諱は衷、字は正度、武帝の第二子、武帝崩御後の三月に永熙に改元)

### 【司馬炎崩御、楊駿の政治の不安定要因】

■ **春, 正月**, 辛酉 (1日、元嘉曆一致) 朔, 改元して太熙とす。

■ 己巳 (5+60-57+1=9日), 王渾を以て司徒と為す。

■ **【楊駿は衛瓘を棚上げ】** 司空、侍中、尚書令の衛瓘の子の宣, 繁昌公主に尚す。宣は酒を嗜み、多く過失あり、楊駿は瓘を惡み、之を逐わんと欲す、乃ち黃門と謀り共に宣を毀り、武帝に勸めて公主を奪わしむ。瓘は慚く懼れ、老を告げ位を遜る。詔して瓘の位を太保に進め、公 (舊陽公に封じる) を以て第に就かしむ。

■ 劇陽康子の魏舒は薨ず。

■ **三月**, 甲子 (60-57+1=4日), 右光祿大夫の石鑿を以て司空と為す。

■ **【楊駿の專政を帝は指摘、司馬炎崩御】** 帝の疾は篤く、未だ顧命有らず、勳舊之臣は多く已に物故し、侍中、車騎將軍の楊駿は獨り疾に禁中に侍す。大臣は皆な左右に在るを得ず、駿は因りて輒ち私意を以て要近 (重要親近の官職にある者) を改易し、其の心腹を樹てる。會々帝は小間し、其の新しく用いる所の者を見、正色して駿に謂って曰く、

「何ぞ便ち爾るを得るや！」

時に汝南王の亮は尚ほ未だ發せず (去年豫州に任じる), 乃ち中書をして詔を作ら令め、亮を以て駿と同じく輔政せしめ、(5-160p) 又た朝士の聞望有る者數人を擇んで之を佐けしめんと欲す。駿は中書より詔を借りて之を觀、得て便ち藏し去り、中書監の華虞は恐懼し、自ら往きて之を索め、終に與えず。會々帝は復た迷亂し、皇后は、

「駿を以て輔政せしめん」

と奏し、帝は之に頷く。夏，四月，辛丑（37-28+1=10日），皇后は華廙及び中書令の何劭を召し、口づから帝の旨を宣べて詔を作り、駿を以て太尉、太子の太傅、都督中外諸軍事、侍中と為し、尚書事を録せしむ。詔は成り、后は廙、邵に對し以て帝に呈し、帝は視て而して言無し。廙は、歆（漢魏に仕える）之孫。劭は、曾（何曾は魏晉に仕える）之子也。遂に汝南王の亮を趣<sup>うなが</sup>して鎮に赴かしむ。帝は尋いで小問し、問う、  
「汝南王は來たるや未<sup>いまだ</sup>や？」

左右は言う、

「未だ至らず」

帝は遂に困篤（危篤）し、己酉（45-28+1=18日）、含章殿（皇后宮中）に崩ず（年は55）。帝は宇量（器宇度量）弘厚、明達にして謀を好み、直言を容納し、未だ嘗て色を人に失わず。

■ [孝惠皇帝即位] 太子は皇帝に即位し、大赦し、改元し（永熙）、皇后を尊びて皇太后と曰い、妃の賈氏を立てて皇后と為す。

■ [楊駿大極殿自衛] 楊駿は入りて太極殿（前殿なり）に居る、梓宮（含章殿から太極殿に移る）將に殯せんとし、六宮は出でて辭す、而して駿は殿を下らず、虎賁百人を以て自衛す。

■ 石鑿と中護軍の張劭に詔して山陵を作るを監ぜしむ。

■ 汝南王の亮は駿を畏れ、敢えて喪に臨まず、大司馬門外（異例の事）に於いて哭す。出でて城外に營し、表して葬を過ぎ而して行くを求める。或は、

「亮は兵を擧げて駿を討たんと欲す」

告げる者あり、駿は大いに懼れ、太后に白く、帝をして手詔を為ら令め石鑿、張劭に與え、陵兵を帥いて亮を討た使む。劭は、駿の甥也、即ち所鄰（続は所領）を帥いて鑿を趣して速かに發せんとす。鑿は以て然らずと為し、之を保持す（亮が兵を擧げないと保証し討つ兵を出さず）。亮は計を廷尉の何劭に問ひ、劭は曰く、  
「今朝野は皆な心を公に歸す、公は人を討たず而して人の討つを畏れる邪！」

亮は敢えて發せず、夜、馳せて許昌に赴き、乃ち免かるるを得る。駿の弟の濟及び甥の河南尹の李斌は皆な駿に亮を留めるを勧め、駿は從わず。濟は尚書左丞の傅咸に謂って曰く、

「家兄が若し大司馬を征し、身を退けて之を避ければ、門戸は庶幾はくは全くす可からん。」

咸は曰く、

「宗室外戚は、相い恃みて安と為す。但だ大司馬を召して還らしめ、共に至公を崇びて以て輔政すれば、避けるを為す無からん也。」

濟も又た侍中の石崇をして駿を見て之を言わ使め、駿は從わず。

■ 五月，辛未（7+60-55=13日）、武帝を峻陽陵に葬す。

■ [楊駿は不人気打開の増位] 楊駿は自ら素より美望無きを知り、魏の明帝の即位の故事に依り、普<sup>あまね</sup>く封爵を進め以て媚を衆に求めんと欲す。左軍將軍の傅祗は、駿に書を與えて曰く、

「未だ帝王始めて崩じて、臣下功を論じる者有らざるなり」

と、駿は從わず。祗は遐（傅遐は魏に事えて嘉平・正元の間に薨）の子なり。丙子（12+60-55+1=18日）詔して中外の（この部分続により補填）群臣は皆な位一等を増し、喪事に預る者は二等を増す。二千石已上は皆な關中侯（關内侯の下爵名ありて封土無し）に封じ、租調を復すること一年。（5-161p）散騎常侍（當に侍中に作るべし）の石崇、散騎侍郎の何攀は共に上奏して、以為く、

「帝は位を東宮に正すこと二十餘年、今大業を承け、而して賞を班<sup>わか</sup>ちて爵を行うこと、泰始の革命之初め及び諸將が吳を平らげる之功よりも優るは、輕重は稱<sup>かな</sup>わず。且つ大晉は世をトすること窮<sup>きわま</sup>り無し、今之

制を開くこと、當に後に垂るべし、若し爵有り必ず進めば、則ち數世之後に、公侯に非ざる莫し矣。」  
従わず。

■ **【傅咸は楊駿に退くを薦める】** 詔して太尉の駿を以て太傅、大都督と為し、黃鉞を假し、朝政を録し、百官は己を總べて以て聽かしむ。傅咸は駿に謂って曰く、

「諒闇の行われざること久し矣（漢文帝の薄葬令以來諒闇三年行わず）。今聖上は謙沖にして、政を公に委ね、而して天下は以て善と為さず、懼らくは明公は未だ當たり易からざる也。周公（周の成王は幼沖にして周公は政を攝するや四国流言する）は大聖なるすら、猶ほ流言を致す、況んや聖上の春秋は成王之年（帝は泰始二年皇太子となり時に九歳、ここで 32 歳）に非ざる乎！竊に謂うに山陵（を造る事）は既に畢り、明公は當に審かに進退之宜しきを思うべし、苟くも以て其の忠款を察する有れば、言は豈に多きに在るや！」

駿は従わず。咸は數々駿を諫め、駿は漸く平らかならず、咸を出して郡守と為さんと欲す。李斌は曰く、

「正人を斥逐すれば、將に人望を失わんとする。」

乃ち止む。楊濟は咸に書を遺りて曰く、

「諺に云う『子を生みて癡ならば、官事を了せん。』（官事を処すには余り明察よりも稍癡愚なるが如き、知れども知らぬふりをすべき）官事は未だ了し易からざる也。頭を破らんことを想慮し（咸が直言を以て禍を致すを慮る）、故に具さに白す有り。」

咸は復書して曰く、

「衛公に言有り、『酒色は人を殺し、直を作すよりも甚し。』酒色に坐して死すも、人は悔いるを為さず、而して逆に直を以て禍を致さんことを畏る、此れ心正しく能わずに由り、苟且（かりそめの姿）を以て明哲（聡明で物事の道理に通じる）と為さんと欲する耳。（詩に曰く、既に明且つ哲、以て其の身を保つと。此世人の直言する能わず、特に苟且を以て身を保つ計と為すのみなるをいう）古より直を以て禍を致す者、當に枉を矯めて正しきに過ぎ、或は忠篤ならず、亢厲（激烈）を以て聲（名声）を為さんと欲するに由るべし、故に忿りを致す耳、安んぞ慳慳（誠懇なる貌）として忠益し而して返りて怨疾せ見る有らん乎！」

■ **【楊駿は賈后を嫌い、楊太后が決裁】** 楊駿は賈后の險悍にして、權略多きを以て、之を忌み、故に其の甥の段廣を以て散騎常侍と為し、機密を管らしむ。張劭は中護軍と為し、禁兵を典らしむ。凡そ詔命有れば、帝は省し訖り、入りて太后に呈し、然る後に之を行ふ。

■ **【楊駿の政治の不人気】** 駿は政を為し、嚴碎專愎なりて、中外は多く之を惡み、馮翊太守の孫楚は駿に謂って曰く、

「公は外戚を以て伊（伊尹）、霍（霍光）之任に居り、當に至公、誠信、謙順を以て之に處るべし。今宗室は強盛なり、而るに公は與に共に萬機に參ぜず、内には猜忌を懷き、外には私暉を樹てる、禍は至ること日無し矣！」

駿は従わず。楚は、資（魏の三祖に事える）之孫也。

■ **【蒯欽の直言】** 弘訓の少府（景皇后は弘訓宮に居り少府を置く）の蒯欽は、駿之姑の子也、（5-162p）數々直言を以て駿を犯し、他人は皆な之が為に懼れ、欽は曰く、

「楊文長（楊駿の字）は暗（統は闇）しと雖も、猶ほ人之罪無きを知り妄に殺す可からず、我を疏んずるに過ぎず、我は疏んぜらるるを得れば、乃ち以て免る可し。然らずんば、之と俱に族せられん矣。」

■ **【匈奴東部の王彰は天下大乱を予想】** 駿は匈奴東部（匈奴の左部、太原の茲氏県に居る）の人の王彰を辟して司馬と為し、彰は逃避して受けず。其の友の新興（山西省西北部）の張宣子は怪しみ而して之を問ひ、彰は曰

く、

「古より一姓二后は、未だ敗れざる有らず。況んや楊太傅は小人に暱近し、君子に疏遠にして、權を専らにし自ら恣にする、敗れるに日無し矣。吾は海を逾えて塞を出でて以て之を避く、猶ほ禍に及ぶことを恐れん、奈何ぞ其の辟に應じん乎！且つ武帝は社稷の大計を惟おもわず、嗣子は既に負荷に克たず、遺を受ける者は復た其の人に非ず、天下之亂れるは立ちて待つ可き也。」

■ **[皇太子司馬適と賈后]** 秋，八月，壬午(元嘉曆なら閏八月 18+60-53+1=26 日)，廣陵王の適を立てて皇太子と為し。中書監の何劭を以て太子の太師と為し，衛尉の裴楷を少師と為し，吏部尚書の王戎を太傅と為し，前太常の張華を少傅と為し，衛將軍の楊濟を太保と為し，尚書の和嶠を少保と為す。太子の母の謝氏を拜して淑媛(九嬪の一つ)と為す。賈后は常に謝氏を別室に置き，太子と相い見るを聽さず。初め，和嶠は嘗て従容として武帝に言つて曰く、

「皇太子は淳古之風有り，而して末世は偽り多し，恐らくは陛下の家事を了せざらん。」

武帝は默然とす。后は荀勗等と同じく武帝に侍し，武帝は曰く、

「太子は近ごろ入朝し差長進せり，卿は俱に之に詣り，粗ぼ世事に及ぶ可し。」

既に還り，勗等は並びて稱すに

「太子の明識は雅度なり，誠に明詔の如し。」

嶠は曰く、

「聖質は初めの如し。」

武帝は悦ばず而して起つ。帝の即位に及び，嶠は太子の適に入朝に従い，賈后は帝に問わ使めて曰く、

「卿は昔我を家事を了せずと謂う，今日は定めて如何や？」

嶠は曰く、

「臣は昔先帝に事え，曾て斯の言有り。之の言效あらざれば，國之福也。」

■ **[劉淵を匈奴五部大都督]** 冬，十月，辛酉(57-47+1=11 日)，石鑿を以て太尉と為し，隴西の王泰を司空と為す。劉淵を以て建威將軍、匈奴五部大都督(左國城大單于の復興なり)と為す。

## 孝惠皇帝上之上元康元年(辛亥，291年)

■ 春，正月，乙酉(1日、元嘉曆一致)朔，改元して永平とする。(楊駿誅殺後に改元して元康)

■ **[賈后の楊駿転覆計画]** 初め，賈后之太子妃と為る也，嘗て妒(嫉妬)を以て，手づから數人を殺し，又た戟を以て孕める妾を擲ち，子は刃に隨つて墮ちる。武帝は大いに怒り，金墉城を修め，將に之を廢さんとす。荀勗、馮紆、楊珧及び充華、趙粲は共に之を營救し，曰く、

「賈妃は年少なり，妒する者婦人の常の情なり，長じれば自ら當に差えるべし。」

楊后は曰く

「賈公閻(賈充の字)は社稷に大勳有り，妃は親しく其の女なり，正に復た妒忌するとも，豈に遽に其の先徳を忘れる可き邪！」

妃は是に由りて廢せざるを得る。后は數々妃を誠厲し，妃は后之己を助けるを知らず，(5-163p) 返りて后を以て己を武帝に構えんと為し，更に之を恨む。帝の即位に及び，賈后は肯えて婦道を以て太后に事えず，又た政事に干預せんと欲し，而して太傅の駿の抑える所と為る。殿中中郎(晉の制では二衛に殿中將軍・中

郎・校尉・司馬を置く)の渤海の**孟觀**、**李肇**は、皆な**駿**の禮せざる所也、陰かに**駿**を構え、云う、  
「將に社稷を危くせんとす」。

黃門の**董猛**は、素より東宮に給事し、寺人監(東宮の諸宦官を掌る)為り、**賈后**は密に**猛**と**觀**、**肇**をして**駿**を誅し、**太后**を廢せんと謀る。又た**肇**をして汝南王の**亮**に報ぜ使む、兵を擧げて**駿**を討た使めんとし、**亮**は可からず。**肇**は都督荊州諸軍事の楚王の**璋**に報じ、**璋**は欣然として之を許す、乃ち入朝を求める。**駿**は素より**璋**の勇銳を憚り、之を召さんと欲するも而して未だ敢えてせず、其の朝するを求めるに因りて、遂に之を聽す。**二月**、癸酉(9+60-50+1=20日)、**璋**及び都督揚州諸軍事の淮南王の**允**(272-300、司馬炎の第10子)は來朝す。

■ **[楊駿の捕縛へ、帝は止めず]** **三月**、辛卯(27-20+1=8日)、**孟觀**、**李肇**は帝に啟し、夜詔を作り、**駿**は謀反すると誣い、中外は戒嚴し、遣使して詔を奉じて**駿**を廢し、侯(先に臨晉侯)を以て第に就かしむ。東安公の**繇**に命じて殿中の四百人を帥いて**駿**を討たしめ、楚王の**璋**は司馬門に屯し、淮南相の**劉頌**を以て三公尚書(漢成帝が置き、監獄を主らしむ)と為し、殿中に屯衛せしめ、**段廣**は跪きて帝に言つて曰く、  
「**楊駿**は孤公にして子無し、豈に反するの理有るや?願はくは陛下は之を審かにせよ!」  
帝は答えず。

■ **[楊駿は決断出来ず崩壊]** 時に**駿**は**曹爽**の故府に居り、武庫の南に在り、内に變有るを聞き、衆官を召して之を議す。太傅主簿の**朱振**は**駿**に説いて曰く、  
「今内に變有り、其の趣を知る可し、必ず是れは閹豎(宦官)が**賈后**の為に謀を設け、利は公にあらず。宜しく雲龍門(洛陽の南正門)を焼き以て之を脅かし、事を造る者の首を索め、萬春門(東門)を開き、東宮及び外營の兵を引き**皇太子**を擁して宮に入り、奸人を取れば、殿内は震い懼れ、必ず斬りて之を送らん。然らざれば、以て難を免れる無し。」

**駿**は素より怯懦にして、決せず、乃ち曰く、

「雲龍門は、魏の**明帝**の造る所なり、功費は甚大にして、奈何して之を焼かん!」

侍中の**傅祗**は**駿**に白し、

「請う尚書の**武茂**と宮に入り事勢を觀察せん」

と、因りて群僚に謂つて曰く、

「宮中は宜しく空しくするべからず。」

遂に揖し而して階を下る。衆は皆な走り、**茂**は猶ほ坐す。**祗**は顧みて曰く、

「君は天子の臣に非ざる邪?今内外は隔絶し、國家(天子)の在る所を知らず、何んぞ安坐するを得るや!」

**茂**は乃ち驚きて起つ。**駿**の黨の左軍將軍(晉に左右前後の四軍あり)の**劉豫**は兵を陳べて門に在り、右軍將軍の**裴頴**に遇い、太傅の在る所を問ひ、**頴**は之を給きて曰く、

「向に西掖門に於いて公が素車に乗るに遇い、二人を從えて西に出る矣。」

**豫**は曰く、

「吾は何くに之かん?」

**頴**は曰く、

「宜しく廷尉に至るべし。」

**豫**は**頴**の言に従い、遂に委ね而して去る。尋いで**頴**に詔して**豫**に代わりて左軍將軍を領し、萬春門に屯せしむ。**頴**は、**秀**(78卷魏元帝咸熙元年にあり)之子也。

■ **[皇太后の機転も、全員誅殺]** **皇太后**は帛に題して書を為し、(5-164p)之を城外に射て、曰く、

「太傅を救う者には賞有り。」

賈后は因りて宣言す、

「太后も同じく反す。

尋いで而して殿中の兵は出で、駿の府を焼き、又た弩士をして閣上に於いて駿の府に臨み而して之を射令め、駿の兵は皆な出るを得ず、駿は馬廄に逃げ、就きて之を殺す。孟觀等は遂に駿の弟の珧、濟、張劭、李斌、段廣、劉豫、武茂及び散騎常侍の楊邈、中書令の蔣俊、東夷校尉の文鴛を収め、皆な三族を夷げ、死者は數千人なり。

■[大事之後は權勢に遠ざかるべし]珧は刑に臨み、東安公の繇に告げて曰く、

「表は石函に在り、張華に問う可し。」

衆は謂う、(司馬繇は琅邪王司馬卞の三男、元帝司馬睿の叔父。生母は諸葛誕の娘)

「宜しく鐘統(鍾会の兄、78卷魏元帝咸熙元年にあり)の例に依り、之が為に申理すべし。」

繇は聽かず、而して賈氏の族黨は趣うながして刑を行わ使む。珧は號叫して已まず、刑者は刀を以て其の頭を破る。繇は、諸葛誕(諸葛誕と文鴛の事は77卷魏高貴郷公甘露三年にあり)之外孫也、故に文鴛を忌み、誣いて以て駿の黨と為して而して之を誅す。是の夜の、誅賞は皆な繇より出、威は内外に振う。王戎は繇に謂って曰く、

「大事之後は、宜しく深く權勢に遠ざかるべし。」

繇は従わず。

■壬辰(28-20+1=9日)、天下に赦し、(元康と)改元す。

■[皇太后を廢して庶人とす]賈后は詔を矯め、後軍將軍の荀愷をして太后を永寧宮に送ら使め、特に太后の母の高都君の龐氏之命を全くし、太后に就きて居るを聽す。尋いで復た群公に諷し、有司は奏して曰く、

「皇太后は陰に奸謀を漸し、社稷を危くせんと圖り、箭を飛ばして書を系け、將士を要募す、同惡相い濟し、自ら天に絶つ。魯侯が文姜(魯の桓侯の夫人)を絶つは、《春秋》の許す所。蓋し祖宗を奉じ、至公に天下を任ずる、陛下は已む無き之情を懷くと雖も、臣下は敢えて詔を奉せざらん。」

詔して曰く、

「此れ大事なり、更に之を詳かにせよ。」

有司は又た奏(続、奉×)す、

「宜しく皇太后を廢して峻陽(武帝の陵を峻陽という)庶人と為(続は曰)すべし。」

中書監の張華は議す、

「皇太后は罪を先帝に得るに非ず、今其の親しむ所に黨す、聖世に母たらずと為す、宜しく漢の趙太后を廢して孝成后と為すの故事(35卷漢哀帝元壽元年にあり)に依り、皇太后之號を貶し、還りて武皇后と稱し、異宮に居き、以て始終之恩を全くすべし。」

左僕射の荀愷は太子少師の下邳の王晃等と議して曰く、

「皇太后は社稷を危くせんと謀り、復た先帝に配す可からず、宜しく尊號を貶し、廢して金墉城に詣らしむべし。」

是に於いて有司は奏して、

「晃等の議に従い、太后を廢して庶人と為すを請う。」

詔して可とす。又た奏す、

「楊駿は亂を造し、家屬は應に誅すべし、詔して其の妻の龐の命を原し、以て太后之心を尉めたり。今太后は廢せられて庶人と為る、請う龐を以て廷尉に付け刑を行なわん。」

詔して許さず。有司は復た固く請う、乃ち之従う。龐は刑に臨み、太后は抱持して號叫し、發(続は髮)を截りて稽顙し、上表して賈后に詣りて妾と稱し、母の命を全くするを請う。省せ見れず。董養(淡儀の隱者)は太學に遊び、堂に升りて歎じて曰く、

「朝廷は斯の堂を建て、將に何を以て為さんとする乎！(学校は孝弟の義を申べる所以なり。今母子の大倫を滅ぼす。則ち学校を建てるは果たして何の為ぞや) 國家の赦書を覽る毎に、謀反の大逆も皆な赦し、祖父母、父母を殺すに至りては赦さざる者、以て王法の容れざる所と為すが故也。奈何して公卿議に處り、禮典を文飾し、乃ち此に至る乎！天人之理は既に滅び、大亂は將に作らんとす矣。」(養、後、妻と與に荷擔して蜀に入る、終る所を知らず)

■有司は駿の官屬を收め、悉く之を誅せんと欲す。侍中の傅祗は啟して曰く、

「昔魯芝は曹爽の司馬な為り(75 卷魏邵陵厲公嘉平元年にあり)、關を斬りて爽に赴く、宣帝は用いて青州刺史と為す。駿之僚佐、悉く罪を加える可からず。」

詔して之を赦す。

■ **[司馬亮新体制の人事]** 壬寅 (38-20+1=19 日)、汝南王の亮を征して太宰と為し、太保の衛瓘と皆な尚書事を録し、輔政せしむ。秦王の柬を以て大將軍と為し、東平王の楙を撫軍大將軍と為し、楚王の璋を衛將軍、領北軍中侯と為し、下邳の王晃を尚書令と為し、東安公の繇を尚書左僕射と為し、進爵して王と為す。楙は、望之子也。董猛を封じて武安侯と為し、三兄は皆な亭侯と為す。

■ **[司馬亮の權勢拡大]** 亮は悦びを衆心に取らんと欲し、楊駿を誅する之功を論じ、督將の侯たる者は千八十一人。御史中丞の傅咸は亮に書を遣りて曰く、

「今封賞熏赫して、天地を震動す、古より以來、未だ之れ有らざる也。功無く而して厚(続は無し)く賞を獲れば、則ち人は國之禍い有るを樂しまざる莫し、是れ禍の原は窮まり無き也。凡れ此を作す者、東安公に由る。人は謂えらく、

「殿下は既に至れば、當に以て之を正す有るべし」

と、之を正すに道を以てせば、衆も亦た何ぞ怒らん！衆之怒る所の者は、平らかならずに在る耳。而るに今皆な更に倍論(亮が功を論じ賞を行うこと、東安公の時に倍する)す、失望せざる莫し。」

亮は頗る權勢を專らにし、咸は復た諫めて曰く、

「楊駿は主之威を震う有り、親戚に委任し、此れ天下の喧嘩する所以なり。今之重きに處るは、宜しく此の失に反し、靜默して神を頤やしなうべし、大いなる得失有れば、乃ち之を維持し、大事に非ざるよりは、一に皆な抑遣せよ。比ごろ尊門よぎに過り、冠蓋車馬は、街衢がいくに填塞(充滿)せり、此之翕習(盛んな様、慣れ親しむ、衆人集合して相因りて至る)は、既に宜しく弭息(平息、止息)。又た夏侯長容(夏侯駿の字)は功無く而して暴にわかに擢せられて少府と為り、論者は謂えらく、長容は、公之姻家なり、故に此に至ると、四方に流聞するは、以て益と為る所に非ざる也。」

亮は皆な従わず。

■ **[賈一族の專政へ]** 賈后の族兄の車騎司馬の模、從舅の右衛將軍(晉文帝は中衛及び衛將軍を置く、武帝は命を受け分ち手左右衛將軍と為す)の郭彰、女弟之子の賈謐(賈后の女弟賈午は韓壽にゆき謐を生む。賈充は後無く謐を以て後繼と為す)

すは楚王の璋、東安王の繇と、並びて國政に預る。賈後の暴戾(暴虐)は日々に甚しく、繇は密かに后を廢するを謀り、賈氏は之を憚る。繇の兄の東武公の澹は、素より繇と悪く、屢々之を太宰の亮に譖りて曰く、

「繇は専ら誅賞を行い、朝政を擅ほしいままにせんと欲す。」

庚戌(46-20+1=27日)、詔して繇の官を免じる。又た悖言有るに坐し、廢して帶方(朝鮮京畿道及び忠清北道)に徙す。

■ **[賈謐の二十四友]** 是に於いて賈謐、郭彰の權勢は愈々盛んにして、賓客は門に盈ちる。(5-166p) 謐は驕奢なりと雖も而して學を好み、士大夫を延くを喜ぶ。郭彰、石崇、陸機、機の弟の雲、和郁及び滎陽(武帝泰始二年に河南を分ちて郡を置く)の潘岳、清河の崔基、勃海の歐陽建、蘭陵(今年東海を分ちて郡を置く)の繆征、京兆の杜斌、摯虞、琅邪の諸葛詮、弘農の王粹、襄城(武帝泰始二年に汝南を分ちて郡を置く)の杜育、南陽の鄒捷、齊國の左思、沛國の劉瑰、周恢、安平の牽秀、潁川の陳軫ちんしん、高陽(泰始元年に河間の涿郡を分けて國を置く)の許猛、彭城の劉訥、中山の劉輿、輿の弟の琨、皆な謐に付き、號して二十四友と曰う。郁は、嶠之弟也。崇は岳と尤も謐に諂事し、毎に謐及び廣城君の郭槐の出でるを候うかがい、皆な車路の左に降り、塵を望みて而して拜す。

■ **[楚王司馬璋は司馬亮を攻めて殺す]** 太宰の亮、太保の瓘は楚王の璋の剛愎にして殺を好むを以て、之を惡み、其の兵權を奪わんと欲し、臨海侯の裴楷を以て璋に代わりて北軍中候と為す。璋は怒る。楷は之を聞き、敢えて拜せず。亮は復た瓘と謀り、璋を遣りて諸王と與に國に之かきめ、璋は益々忿怨す。璋の長史の公孫宏、舍人の岐盛、皆な璋に寵有り、璋に勸めて自ら賈后なじに暱ましむ。后は璋を留めて太子の太傅(續は少傅)を領せしむ、盛は素より楊駿に善し、衛瓘は其の反覆を惡み、將に之を收めんとす。盛は乃ち宏と謀り、積弩將軍の李肇に因り矯りて璋の命を稱し、亮、瓘を賈后に譖して、云わく、  
「將に廢立を謀らんとす。」

后は素より瓘を怨み(瓘が牀を撫するの事を以てなり。80卷武帝咸康四年にあり)、且つ二公の政を執り、己が專恣するを得ざるを患う。夏、六月、后は帝をして手づから詔を作りて璋に賜わ使めて曰く、

「太宰、太保は伊、霍之事を為さんと欲す、王は宜しく詔を宣べ、淮南、長沙、成都王をして諸宮門に屯せ令め、亮及び瓘の官を免ずべし。」

夜、黃門をして繼ぎて以て璋に授け使む。璋は覆奏せんと欲す、黃門は曰く、

「事恐らくは漏洩し、密詔の本意に非ざる也。」

璋も亦た此に因りて私怨を復せんと欲す、遂に本軍(衛瓘が掌る北軍)を勅し、復た矯詔して(晉の洛陽内外の三十六軍を召し、告げて以わく、

「二公は潜かに不軌を圖り、吾は今詔を受けて中外諸軍を都督し、諸々の直衛に在る者は、皆な嚴に警備を加える。其の外營に在るや、便ち相い帥いて徑ちに行府に詣り、順を助け逆を討たん。」

又た矯詔す、

「亮、瓘の官屬は、一に問う所無く、皆な之を罷遣す。若し詔を奉ぜざれば、便ち軍法をもって事に従わん。」

公孫宏、李肇を遣わして兵を以て亮の府を圍ましめ、侍中、清河王の遐は瓘を收める。亮の帳下督(晉の制では諸侯諸大將には帳下督と門下督を置く)の李龍は、白す、

「外に變有り、請う之を拒まん、

亮は聽かず。俄に而して兵は牆に登り大呼する、亮は驚きて曰く、

「吾は貳心無し、何故に此に至るや！詔書は其の見る可き乎？」

宏等は許さず、兵を趣<sup>うなが</sup>して之を攻める。長史の劉准は亮に謂って曰く、  
「此れを觀るに必ず是れ奸謀あらん。府中の俊乂は林の如し、猶ほ力戦す可し。」

又た聽さず。遂に肇の執る所と為る、歎じて曰く、

「我之赤心は、破りて天下に示す可き也。」

世子の矩と俱に死す。

■ 【衛瓘も楚王に誅殺される】 衛瓘の左右も亦た遐の矯詔を疑い、

「請う之を拒まん、自ら表して報を得るを須ちて、戮に就くとも未だ晩からず」

瓘は聽さず。初め、瓘は司空（武帝太康三年に就任し永熙元年に免ず）為り、帳下督の榮晦は罪有り、之を斥け遣る。是に至り、晦は遐に従いて瓘を収め、輒ち瓘及び子孫共九人を殺し、遐は禁じる能わず。

■ 【張華は逆に賈后を説いて楚王誅殺】 岐盛は瑋を説いて、

「宜しく兵勢に因り、遂に賈、郭を誅し、以て王室を正し、天下を安んじるべし。」

瑋は猶豫して未だ決せず。會々天は明け、太子の少傅の張華は董猛をして賈后を説か使めて曰く、

「楚王は既に二公を誅し、則ち天下の威權は盡く之に歸す矣、人主は何を以て自ら安んぜん！宜しく瑋の專殺之罪を以て之を誅すべし。」

賈后も亦た此に因りて瑋を除かんと欲し、深く之を然りとす。是の時内外は擾亂し、朝廷は恟懼し、出でる所を知らず。張華は帝に白し、殿中將軍の王宮を遣わして驃虞幡（晉の制に戦闘開始の白虎幡と休止の驃虞幡あり）

を繼いで出でて衆を磨<sup>さしまね</sup>きて曰わしむ、

「楚王は矯詔す、聽く勿かれ也！」

衆は皆な仗を釋てて而して走る。瑋の左右も復た一人無し、窘迫して為す所を知らず、遂之を執り、廷尉に下す。乙丑（1+60-48+1=14日）、之を斬る。瑋は懷中の青紙の詔を出し、流涕して以て監刑尚書の劉頌に示して曰く、

「幸いにも體を先帝に托し、而して枉を受けること乃ち此くの如し乎！」

公孫宏、岐盛並びて三族を夷げる。

■ 【司馬泰の瑋加勢中止】 瑋之兵を起す也、隴西王の泰（宣帝の弟の子、司馬越の父）は兵を嚴して將に瑋を助けんとし、祭酒の丁綏は諫めて曰く、

「公は宰相（司空）為り、輕々しく動く可からず。且つ夜中に倉猝なり、宜しく人を遣わして參審定問（詳細実情調査）せしむるべし。」

泰は乃ち止む。

■ 【司馬亮と衛瓘の復権と諡】 衛瓘の女は國臣に書を與えて曰く、

「先公の名諡は未だ顯かならず、毎に怪しむ一國蔑然として言うもの無し。《春秋》之失（公羊傳に、君弑せられて賊を討たざるは臣子無し、臣が賊を討たざれば臣でなく、子が復讐しなければ子でないの意味）は、其の咎安くにか在る？」

是に於いて太保主簿の劉繇等は黄幡を執り、登聞鼓（大寝門外に立てる鼓、窮まり職を失う、変事を通告する等で打ち上聞に達す）を搗ち、上言して曰く、

「初め、矯詔する者は至り、公は（詔して當に官を免ずべきを承り）即ち章綬を奉送し、（兵仗有り且雖も一刃を施さず）單車にして命に従う。矯詔之文の如く唯だ公官を免じるのみ、而して故の給使の榮晦は、輒ち公の父子及び孫を収め、一時に斬戮す。乞う情偽を驗盡し、加えるに明刑を以てせんことを。」

乃ち詔して榮晦を族誅し、亮の爵位を追復し、諡して文成と曰う。瓘を封じて蘭陵郡公と為し、諡して成

と曰う。

■ **[賈后は張華らに輔政を任せ、数年間政治安定]** 是に於いて賈后は朝を専らにし、親黨に委任し、賈模を以て散騎常侍と為し、侍中を加える。賈謐は后と謀り、張華が庶姓（同姓にあらず）にして、上に逼る之嫌無く、而して儒雅にして籌略有り、衆望の依る所と為るを以て、委ねるに朝政を以てせんと欲する。疑いて未だ決せず、以て裴頠（廣城君郭槐は頠の従母なり、故に賈氏は頠を親信す）に問い、頠は之に賛成す。乃ち華を以て侍中、中書監と為し、頠を侍中と為し、又た安南將軍の裴楷を以て中書令と為し、侍中を加え、右僕射の王戎と並びて機要を管らしむ。華は忠を帝室に盡くし、(5-168p) 遣闕を彌縫し、賈后は凶險と雖も、猶ほ華を敬重するを知る。賈模は華、頠と心を同じくして輔政し、故に數年之間、暗主の上に在ると雖も、而るに朝野は安靜なるは、華等之功也。

■ **秋，七月**，荆、揚の十郡を分けて江州と為す。

■ **八月**，辛未（7+60-48+1=20 日），隴西王の秦の世子の（司馬）越を立てて東海王と為す。

■ **九月**，甲午（30-17+1=14 日），秦の獻王柬は薨ず。

■ 辛丑（37-17+1=21 日），征西大將軍の梁王の彤を征して衛將軍と為し、尚書事を録さしむ。

## 孝惠皇帝上之上元康二年（壬子，292年）

■ **[賈后は楊太后を餓死させる]** **春，二月**，己酉（45-45+1=1 日），故の楊太后は金墉城に卒す。是の時，太后は尚ほ侍御十餘人有り，賈后は悉く之を奪い，膳を絶えること八日而して卒す。賈后は太后の靈有り，或は冤を先帝に訴えんことを恐れ，乃ち覆いて而して之を殞す，仍ほ諸々の厭劾（鬼を伏治するまじない）符書、藥物等を施す。

■ **秋，八月**，壬子（48-42+1=7 日），天下に赦す。

## 孝惠皇帝上之上元康三年（癸丑，293年）

■ **夏，六月**，弘農に雹雨<sup>ふ</sup>る，深さ三尺なり。

■ 鮮卑の宇文莫槐は其の下の殺す所と為り，弟の普撥は立つ。

■ 拓跋綽は卒し，弟の子の弗は立つ。

## 孝惠皇帝上之上元康四年（甲寅，294年）

■ **春，正月**，丁酉（33-33+1=1 日），安昌元公の石鑿は薨ず。

■ **夏，五月**，匈奴の郝散は反し，上黨を攻め，長吏を殺す。**秋，八月**，郝散は衆を帥いて降り，馮翊の都尉は之を殺す。

■ 是の歲，大いに饑える。

■ 司隸校尉の傅咸は卒す。咸は性は剛簡にして，風格は峻整，初め司隸校尉と為り，上言す、「貨賂は流行し，宜しく深く絶つべき所なり。」

時に朝政は寛弛し、權豪は放恣なり、咸は奏して河南尹の澹等の官を免じ、京師は肅然とす。

▲慕容廆は従りて大棘城（奉天省遼瀋道義興、現・朝陽市北票市か）に居る。

■拓跋弗は卒す、叔父の祿官は立つ。

## 孝惠皇帝上之上元康五年（乙卯，295年）

■夏，六月，東海に雹は雨る，深さは五寸なり。

■荆、揚、兗、豫、青、徐の六州は大いに水あり。（5-169p）

■冬，十月，武庫に火あり，累代之寶及び二百萬人の器械を焚く。十二月，丙戌（53-53+1=1日），新たに武庫を作り，大いに兵器を調す。

■拓跋猗盧の隆盛 拓跋祿官は其の國を分けて三部と為す。一は上谷之北に居り、濡源（直隸省保定道涿水県の西北の檀水、現・保定市涿水県）之西，自ら之を統べる。一は代郡の參合陂（現・内モンゴル自治区ウランチャブ市涼城県）之北に居り，兄の沙漠汗之子の猗也（ノ一也の字、タ）をして之を統べ使む。一は定襄之盛樂（綏遠和林格爾県、現・内モンゴル自治区フフホト市ホリソグ州盛樂鎮）の故城に居り，猗也の弟の猗盧をして之を統べ使む。猗盧は善く兵を用い，西に匈奴、烏桓の諸部を撃ち，皆な之を破る。代人の衛操は従子の雄及び同郡の箕澹と往きて拓跋氏に依り，猗也を説き，猗盧は晉人を招納す。猗也は之を悦び，任ずるに國事を以てし，晉人の附く者は稍々衆し。

## 孝惠皇帝上之上元康六年（丙辰，296年）

■春，正月，天下に赦す。

■下邳の獻王の晃は薨ず。中書監の張華を以て司空と為す。太尉の隴西王の泰に尚書令を行わしめ，徙して高密王に封じる。

■馮翊・北地の反乱 夏，郝散の弟の度元は馮翊、北地の馬蘭羌（北地の馬蘭山の羌、二郡の界も陝西省關中道白水県の西北、現・渭南市白水県）、盧水胡（安定の界に居る、現・定西市安定区）と俱に反し，北地太守の張損を殺し，馮翊太守の歐陽建を敗る。

■司馬倫は洛陽に乗り込み張華と対立 征西大將軍の趙王の倫は嬖人の琅邪の孫秀を信用し，雍州刺史の濟南の解系と軍事を争い，更に相い表奏し，歐陽建も亦た倫の罪惡を表す。朝廷は倫が關右を撓亂するを以て，倫を征して車騎將軍と為し，梁王の彤を以て征西大將軍と為し、雍、涼二州諸軍事を都督せしむ。系は其の弟の御史中丞の結と，皆な表して秀を誅し以て氏、羌に謝すを請う。張華は以て梁王の彤に告げ，之を誅せ使む，彤は許諾す。秀の友人の辛冉は之が為に彤を説いて曰く、

「氏、羌は自ら反す，秀之罪に非ず。」

秀は是に由り免かるるを得る。倫は洛陽に至り，秀の計を用い，深く賈、郭と交わり，賈后は大いに之を愛信し，倫は因りて録尚書事を求め，又た尚書令を求む。張華、裴頠は固く執りて以て不可と為す，倫、秀は是に由り之を怨む。

■氏帥齊萬年反乱と周處の討伐 秋，八月，解系は郝度元の敗る所と為り，秦雍の氏、羌は悉く反（続、後x）し，氏帥の齊萬年を立てて帝と為し，涇陽（甘肅省涇原道平涼県、現・平涼市涇川県）を圍む。御史中丞の周處は，彈劾して權威を避けず，梁王の彤は嘗て法に違ひ，處は之を按劾す。冬，十一月，詔して處を以て建

威將軍と為し、振威將軍の**盧播**と俱に安西將軍の**夏侯駿**（景懷皇后は夏侯氏なりて駿は外戚）に隸し、以て**齊萬年**を討つ。中書令の**陳准**は朝に於いて言つて曰く、

「**駿**及び梁王は皆な貴戚なり、將帥之才に非ず、進みて名を求めず、退きて罪を畏れず。**周處**は吳人なり、忠直勇果なれども、仇有り援無し。宜しく積弩將軍の**孟觀**に詔して、精兵萬人を以て**處**の前鋒と為し、必ず能く寇を殲たん。然らずんば、梁王は當に**處**をして先驅せ使め、救わざるを以て之を陥るべし、其の敗れるは必ず也。」（5-170p）

朝廷は従わず。**齊萬年**は**處**の來たるを聞き、曰く、

「**周府君**は嘗て新平太守と為り、文武に才有り、若し專斷し而して來れば、當る可からざる也。或は制を人に受ければ、此れ禽と成る耳！」

■關中は饑、疫す。

■ **【仇池の自立へ】**初め、略陽の清水の氏の**楊駒**は始め仇池に居る。仇池は方百頃、其の傍の平地は二十餘里、四面は斗絶し而して高く、羊腸蟠道を為し三十六回而して上る。其の孫の**千萬**に至りて魏に付き、封じて百頃王と為す。**千萬**の孫の**飛龍**は浸く強盛にして、徙りて略陽に居る。**飛龍**は其の甥の**令狐茂搜**を以て子と為し、**茂搜**は**齊萬年**之亂を避ける、**十二月**、略陽より部落四千家を帥いて還りて仇池を保ち、自ら輔國將軍、右賢王と號す。關中の人士は亂を避ける者多く之に依り、**茂搜**は迎接撫納し、去らんと欲する者は、衛護して之を資送す。

■是の歲、揚烈將軍の巴西の**趙廞**を以て益州刺史と為し、梁、益の兵糧を發して雍州を助けて氏、羌を討たしむ。

## 孝惠皇帝上之上元康七年（丁巳、297年）

■ **【周處は齊萬年に敗れて死す】****春、正月**、**齊萬年**は梁山に屯し、衆七萬有り。梁王の**彤**、**夏侯駿**は**周處**をして五千の兵を以て之を撃たしむ。**處**は曰く、

「軍は後繼無し、必ず敗れん、徒に身を亡ぼさず、國の為に恥を取らん。」

**彤**、**駿**は聽さず、逼りて之を遣る。癸丑（49-46+1=4日）、**處**は**盧播**、**解系**と**萬年**を六陌（馬嶺山の西、陝西省關中道乾縣、現・咸陽市乾縣）に攻める。**處**の軍士は未だ食せず、**彤**は促がして速かに進ま令め、旦より戦いて暮に至り、斬獲は甚だ衆し。弦は絶ち矢は盡き、救兵は至らず。左右は**處**に退くを勧め、**處**は劍を按じて曰く

「是れ吾が節を効し命を致す之日也！」

遂に力戦し而して死す。朝廷は以て**彤**を尤めると雖も、而して亦た罪とする能わざる也。

■**秋、七月**、雍、秦の二州は大いに旱し、疾疫し、米の斛は萬錢となる。

### 【老莊思想清談の流行】

■ **【司徒王戎の放埒】**丁丑（13+60-43+1=31日?）、京陵元公の**王渾**は薨ず。**九月**、尚書右僕射の**王戎**を以て司徒と為し、太子の太師の**何劭**を尚書左僕射と為す。**戎**は三公と為り、時と與に浮沉し、匡救する所無く、事を僚案（同僚の官）に委ね、輕々しく出でて遊放す。性は復た貪吝にして、園田は天下に遍く、毎に自ら**牙籌**（象牙の數取り、計算用具）を執り、晝夜會計し、常に足らざるが若し。家に好李有り、之を賣るに人が種を得るを恐れ、常に其の核を鑽つ。凡そ賞拔する所は、専ら虚名を事とする。**阮咸**之子の**瞻**は嘗て**戎**

を見、戎は問いて曰く、

「聖人は名教を貴び、老、莊は自然を明らかにする、其の旨は同じか異なるか？」

瞻は曰く、

「將に同じ無からんや！」

戎は咨嗟（ため息、嘆く）すること良く久しく、遂に之を辟す。時の人は之を「三語の掾」と謂う。

■ [王衍らの清談盛ん] 是の時、王衍は尚書令為り、(5-170p) 南陽の樂廣は河南尹為り、皆な善く清談し、心を事外に宅き、名は當世に重し、朝野之人は、争いて之を慕效す。衍は弟の澄と、好く人物を題品し、舉世は以て儀准と為す。衍は神情明秀なり、少き時、山濤は之を見、嗟歎すること良く久しく、曰く、「何物の老嫗か、寧馨兒（此の如き兒）を生む！然れども天下の蒼生を誤る者は、未だ必ずしも此の人に非ざる也！」

樂廣は性は冲約にして清遠、物と競う無し。談論する毎に、約言（簡単短い言）を以て理を析ち、人之心に厭かしむ、而して其の知らざる所、默如也。凡そ人を論じる、必ず先ず其の長ずる所を稱す、則ち短なる所は言わず自ら見わる。王澄及び阮咸、咸の從子の修、泰山の胡毋輔之、陳國の謝鯤、城陽の王夷（続は戸に二、晉書は尼）、新蔡の畢卓、皆な任放を以て達と為し、醉狂裸體にして、以て非と為さざるに至る。胡毋輔之は嘗て酣飲し、其の子の謙之は窺い而して聲を厲まして其の父（胡毋輔之）の字を呼びて曰く、「彦國！年若い、爾るを為すを得ず！」

輔之は歡笑し、呼び入れて共に飲む。畢卓は嘗て吏部郎と為る、比（近い）捨の郎は釀熟す、卓は酔いに因りて、夜甕間に至り盗みて之を飲み、掌酒者（酒を掌る者）の縛する所と為り、明るる旦に之を視れば、乃ち畢吏部也。樂廣は聞き而して之に笑いて、曰く、

「名教の内に自ら樂地有り、何ぞ必ずしも乃ち爾り！」（晉書樂廣傳によれば、この言は裸體の者の為に言い、卓の言とは関係なし）

■ [何晏の老莊思想好き] 初め、何晏等は老、莊を祖述して、論を立て以為えらく、

「天地萬物は、皆な無を以て本と為す。無也る者は、物を開きて務を成し、往くに存ぜざる無き者也。陰陽は恃みて以て化生し、賢者は恃みて以て徳を成す。故に無之用為る、爵無く而して貴し矣！」

王衍之徒は皆な之を愛し重しとす。是に由りて朝廷の士大夫は皆な浮誕を以て美と為し、職業を弛め廢す。裴頠は《崇有論》を著わし以て其の蔽を釋いて曰く、

「夫れ利慾を損する可きも、而るに未だ有を絶つ可からざる也。事務は節する可く、而るに未だ全く無くす可からざる也。蓋し高談之具を飾為する者有り、深く有形之累わづらいを列べ、盛んに空無之美を稱（続は陳）す。形器之累は征（続は徴、証験）有り、空無之義は檢し難し。辯巧之文は悦ぶ可く、似象（似て非なるもの）之言は惑わすに足る。衆聽は焉に眩まぼゆい、其の成説に溺れる。頗る此の心に異なる者有ると雖も、辭は濟すを獲ず（辭はその意を通じるを得ず、有を尊ぶ者は辭その意を通じる事を得ず）、習う所に屈し、因って謂えらく虚無之理は誠に蓋う可からず（遂に習俗となる虚無の説に屈す）。一唱百和し、往き而して反さず、遂に世を綜ぶる之務を薄め、功利之用を賤め、浮游之業を高め、經實（經世の実用あり）之賢を卑くす。人情の徇う所、名利は之に従い、是に於いて文なる者は其の辭を衍（敷衍）べ、訥なる者は其の旨を贊す。言を立てる虚無に藉り、之を玄妙と謂う。官に處るに職とする所を親しまず、之を雅遠と謂う。身を奉ずるに其の廉操を散ずる、之を曠達と謂う。(5-172p) 故に砥礪（節を砥ぎ行を礪く）之風は、彌々以て陵遲す。放者は斯れに因り、或は吉凶之禮に悖り、容止之表（儀表）を忽ゆるがせにし、長幼之序を瀆し、貴賤之級（等級）を混（混乱）し、甚だしき者は裸程（体を露出）褻慢、至らざる所無きに至る、士行は又た虧く矣。」

■「夫れ萬物之形有る者は、無に生ずと雖も、然るに生じるや有を以て已が分と為し（物が生ぜざる時は有無は未だ分かれざれども、既に生ずる時は有にして無に非ず）、則ち無は是れ有之遺（棄）てる所の者也。故に既に化する之有を養うは、無用之能く全くする所に非ざる也。既に有る之衆を治めるは、無為之能く修める所に非ざる也。心は事に非ざる也、而も事を制するは必ず心に由る、然して心を謂って無と為す可からざる也。匠は器に非ざる也、而して器を制するは必ず匠を須つ、然して匠を謂って有に非ざる可からざる也。是れ以て重淵（深淵なり）之鱗（魚類）を収めんと欲すは、偃息之能く獲る所に非ざる也。高墉之禽（高い垣根の上の鳥）を隕すは、靜拱之能く捷つ所に非ざる也。此に由りて而して觀れば、有を濟す者は皆な有也、虚無は奚ぞ已に有る之群生に益あらん哉！」

然るに習俗は已に成り、**顔**の論も亦た救う能わざる也。

■**拓跋猗迤**は漠北を度りて巡り、因りて西に諸國を略す、積むこと五歳、降附する者は三十餘國なり。

## 孝惠皇帝上之上元康八年（戊午，298年）

■**春，三月**，壬戌（58-40+1=19日），天下に赦す。

■**秋，九月**，荆、豫、徐、揚、冀の五州は大水あり。

■**[漢中の流民と李特登場]**初め、**張魯**の漢中に在るや、實人の**李氏**は巴西の宕渠（四川省東川道渠県の東北、現・達州市渠県）より往きて之に依る。魏の**武帝**は漢中に克ち（68巻漢獻帝建安二年にあり）、**李氏**は五百餘家を將いて之に歸し、拜して將軍と為す、略陽の北土に遷り、號して巴氏と曰う。其の孫の**特**（李特初登場）、**庠**、**流**は、皆な材武有り、善き騎射し、性は任俠にして、州黨は多く之に附く。**齊萬年**の反するに及び、關中は**荐**に饑え、略陽、天水等六郡の民は流移して穀に就き漢川に入る者は數萬家、道路には疾病窮乏する者有り、**特**の兄弟は常に之を營護振救し、是に由りて衆心を得る。流民は漢中に至り、上書して巴、蜀に寄食せんと求め、朝議は許さず、侍御史の**李苾**を遣わして節を持して慰勞し、且つ之を監察せしめ、（流民をして）劍閣に入ら令めず、**苾**は漢中に至り、流民の略を受け、表言す、

「流民は十萬餘口、漢中の一郡の能く振贍する所に非ず。蜀に倉儲有り、人は復た豊稔なり、宜しく食に就か令むべし。」

朝廷は之に従う。是に由りて散じて梁、益に在り、禁止す可からず。**李特**は劍閣に至り、太息して曰く、

「**劉禪**は此くの如きの地に有り、人に面縛される、豈に庸才（凡庸の才）に非ず邪！」

聞く者は之を異とする。（5-173p）

■**[孟觀は齊萬年を討つ]****張華**、**陳准**は以えらく趙王、梁王、相い繼いで關中に在り、皆な雍容（和緩自得の貌）驕貴（貴きを以て自ら驕る）、師老いて功無く、乃ち**孟觀**を薦め沉毅にして文武の材用有りとし、**齊萬年**を討た使む。**觀**は身ずから矢石に當り、大いに戦うこと十數、皆な之を破る。

令和4年1月22日 書下し開始 10231文字

令和4年1月26日 書下し終了 20718文字